

## 消防用設備等点検結果報告書の届出は郵送でも行えます！

### 郵送による消防用設備等点検結果報告書の留意事項

- 1 郵送による報告は、持参による報告と比べると、不明な点をその場で確認できないため、受付や返送の手続きに時間を要する場合がありますので、発送は余裕を持って行ってください。
- 2 郵送方法については任意ですが、消防機関に郵送物が届かない場合、消防機関では責任を負いかねますのでご了承ください。郵送事故等に書類の紛失を防止するため、簡易書留等の配達記録が残る方法で行っていただくことを推奨します。
- 3 点検結果報告書に記載漏れや添付漏れがある場合は、必要な要件を具備するよう求めるとともに、改めて送付するか、直接報告に来るように指導する場合があります。

### 郵送時のチェックリスト【土浦市】

土浦市管内の点検結果報告書ですか。

点検結果報告書に記載漏れはないですか。

- ・届出日
- ・防火管理者欄（選任されている場合に限る）及び立会者欄

点検結果報告書に必要な書類の添付漏れはないですか。

返信用封筒は同封されましたか。

- ・副本の重さや大きさに応じた必要な料金分の切手を貼り、宛名を記載していますか。

郵送先 郵便：300-0049  
住所：茨城県土浦市田中町2083番地1  
土浦市消防本部 予防課 行  
お問合せ 電話：029-821-5967（予防課直通）

※他市町村の点検報告は管轄の消防本部にお問い合わせください！